

奈良県広域水道企業団情報公開条例施行規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第3号

奈良県広域水道企業団情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和6年11月条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求等の様式)

第2条 次の各号に掲げる請求及び通知を行う際の様式並びに意見書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定による請求 行政文書開示請求書（第1号様式）
- (2) 条例第11条第1項の規定による通知（開示の請求に係る行政文書の全部を開示する場合に限る。） 行政文書全部開示決定通知書（第2号様式）
- (3) 条例第11条第1項の規定による通知（開示の請求に係る行政文書の一部を開示する場合に限る。） 行政文書一部開示決定通知書（第3号様式）
- (4) 条例第11条第2項の規定による通知 行政文書不開示決定通知書（第4号様式）
- (5) 条例第12条第2項の規定による通知 行政文書開示決定等期限延長通知書（第5号様式）
- (6) 条例第13条の規定による通知 行政文書開示決定等期限特例適用通知書（第6号様式）
- (7) 条例第15条第1項の規定による通知 行政文書の開示請求に関する意見照会書（第7号様式）
- (8) 条例第15条第2項の規定による通知 行政文書の開示決定に関する意見照会書（第8号様式）
- (9) 条例第15条第1項及び第2項の意見書 行政文書の開示に関する意見書（第9号様式）
- (10) 条例第15条第3項の規定による通知 行政文書開示決定通知書（第10号様式）
- (11) 条例第21条の規定による通知 情報公開・個人情報保護審査会への諮

問実施通知書（第 1 1 号様式）

（開示請求書の記載内容）

第 3 条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。以下この号、次条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号並びに第 9 条第 3 号において同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

（条例第 1 1 条第 1 項の規則で定める事項）

第 4 条 条例第 1 1 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には条例第 1 6 条第 2 項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第 1 1 条第 1 項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 前条第 1 号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、同条第 2 号の日に実施することができる場合に限る。） その旨並びに前項各号に掲げる事項（同条第 1 号の方法に係るものを除く。）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（条例第 1 5 条第 1 項の規則で定める事項）

第 5 条 条例第 1 5 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第 1 5 条第 2 項の規則で定める事項）

第6条 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
(行政文書の開示の実施)

第7条 行政文書の開示を実施する場合において、行政文書の閲覧、視聴又は聴取（以下「閲覧等」という。）をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

3 行政文書の開示を実施する場合において、行政文書の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(開示の実施方法等の申出)

第8条 条例第16条第2項の規定による申出は、行政文書の開示の実施方法等申出書（第12号様式）により行わなければならない。

2 第4条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知があった場合において、第3条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第16条第2項の規定による申出を行うことを要しない。

(条例第16条第2項の規則で定める事項)

第9条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(更なる開示の申出)

第10条 条例第16条第4項の規定による申出は、更なる開示の申出書（第13号様式）により行わなければならない。

2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書（その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（1件の行政文書とみなす複数の行政文書）

第11条 条例第18条第2項の規則で定める複数の行政文書は、同一の簿冊（同一の簿冊につづり込むことができず、複数の簿冊に分割してつづり込むこととした当該複数の簿冊及び行政文書に添付した図画等であつて同一の簿冊につづり込むことが困難なため、袋に入れ、又は結束して相互の関係を明らかにされたものを含む。）につづり込まれている複数の行政文書であつて、相互に密接な関連を有するものとする。

（開示の実施に係る手数料の免除）

第12条 条例第18条第6項の規則で定める場合は、開示を受ける者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている場合とする。

2 開示の実施に係る手数料の免除を受けようとする者は、条例第16条第2項又は第4項の規定による申出を行う際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面に前項に規定する扶助を受けていることを証明する書面を添付して実施機関に提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第13条 条例第29条第2項の規定による閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

（運用状況の公表）

第14条 条例第33条の規定による運用状況の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第2号様式

第 号
年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書全部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、行政文書の全部を開示することと決定しましたので通知します。

開示する行政文書の名称	
開示の実施の方法等	
事務所における開示を実施することができる日時、場所	
写しの送付を希望する場合の準備日数	
担当する課等	電 話 () - (内線)
備考	

*裏面の説明をお読みください

注1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（第12号様式）により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けることや、部分ごとに異なる方法を選択することもできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）

事務所における開示の実施を選択される場合には、「事務所において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、開示を受ける希望日の 日前には当方に届くようにご提出願います。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合には写しの作成に要する費用のほかに、郵送料が必要になります。

- 2 「開示の実施の方法等」の欄に、開示請求書に記載されていた「求める開示の実施の方法等」のとおり開示ができる旨が記載されており、かつ、それらの事項の変更を希望されない場合は、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出する必要はありません。
- 3 事務所における開示の実施を選択され、その旨を「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出された場合は、開示を受ける当日、事務所にこられる際に、この通知書を職員に提示してください。

第 年 月 日 号

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県広域水道企業団情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、行政文書の一部を開示することと決定しましたので通知します。

開示する行政文書の名称	
開示の実施の方法等	
事務所における開示を実施することができる日時、場所	
写しの送付を希望する場合の準備日数	
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第 条 に該当 (理由)
開示しない理由がなくなる期日	
担当する課等	電 話 () - (内線)
備考	

*裏面の説明をお読みください

注1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（第12号様式）により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けることや、部分ごとに異なる方法を選択することもできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）

事務所における開示の実施を選択される場合には、「事務所において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は、開示を受ける希望日の 日前には当方に届くようにご提出願います。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合には写しの作成に要する費用のほかに、郵送料が必要となります。

- 2 「開示の実施の方法等」の欄に、開示請求書に記載されていた「求める開示の実施の方法等」のとおり開示ができる旨が記載されており、かつ、それらの事項の変更を希望されない場合は、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出する必要はありません。
- 3 事務所における開示の実施を選択され、その旨を「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出された場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書を職員に提示してください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日」の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県広域水道企業団を被告として（奈良県広域水道企業団企業長が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

第4号様式

第 号
年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示について、奈良県広域水道企業団情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

不開示決定をした行政文書の名称	
開示しない理由	条例第 条 に該当 (理由)
開示しない理由がなくなる期日	
担当する課等	電 話 () - (内線)
備考	

注 「開示しない理由がなくなる期日」の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県広域水道企業団企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県広域水道企業団を被告として（奈良県広域水道企業団企業長が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

第 号
年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました次の行政文書については、奈良県広域水道企業団情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、当該行政文書の開示決定等の期間を延長しますので通知します。

開示請求のあった行政文書の名称	
条例第12条第1項の規定による開示決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
担当する課等	電 話 () - (内線)

第 号
年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けの行政文書の開示請求については、次のとおり、奈良県広域水道企業団情報公開条例第13条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

開示請求のあった行政文書の名称	
条例第13条を適用することとした理由	
開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日
残りの行政文書について開示決定等をする期限	年 月 日
担当する課等	電 話 () - (内線)

第 号
年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書の開示請求に関する意見照会書

次のとおり に関する情報が記録されている次の行政文書について、奈良県広域水道企業団情報公開条例第6条の規定により、開示請求がありました。

つきましては、当該行政文書について開示決定等を行う際の参考としたいので、これを開示することにつき御意見があるときは、同封した「行政文書の開示に関する意見書」を 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、同日までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
上記行政文書に記録されている に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当する課等)	電 話 () - (内線)
備考	

第 年 月 日 号

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書の開示決定に関する意見照会書

次のとおり に関する情報が記録されている次の行政文書について、奈良県広域水道企業団情報公開条例第 6 条による行政文書の開示請求があり、開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、当該行政文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「行政文書の開示に関する意見書」を 年 月 日までに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、同日までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	
上記行政文書に記録されている に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当する課等)	電 話 () - (内線)
備考	

第 号
年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

行政文書開示決定通知書

年 月 日付で「行政文書の開示に関する意見書」の提出がありました行政文書については、次のとおり開示決定をいたしましたので、奈良県広域水道企業団情報公開条例第15条第3項の規定に基づき通知します。

開示決定した行政文書の名称	
開示をすることとした に関する情報	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当する課等	電話 () - (内線)
備考	

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県広域水道企業団に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県広域水道企業団を被告として（奈良県広域水道企業団企業長が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

なお、開示の実施を停止するためには、審査請求又は取消しの訴えと併せて執行停止の申立てをする必要があります。

第 1 1 号様式

第 年 月 日

様

奈良県広域水道企業団

企業長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問実施通知書

奈良県広域水道企業団情報公開条例第 1 1 条の規定に基づく 年 月 日付けの開示決定等に対する次の審査請求について、同条例第 2 0 条の規定により奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第 2 1 条の規定により通知します。

審査請求に係る行政文書の名称	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求の内容	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日
担当する課等	電 話 () - (内線)
備考	

第12号様式

行政文書の開示の実施方法等申出書

年 月 日

奈良県広域水道企業団
 企業長 殿

郵便番号
 住所又は居所
 氏名
 電話番号

(法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所等の所在地、その
 名称及び代表者の氏名)

奈良県広域水道企業団情報公開条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

申出に係る開示決定	(決定通知書の文書番号) 年 月 日 第 号
求める開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 () <input type="checkbox"/> 郵送等による写しの送付
開示を求める部分	
開示の実施を希望する日	年 月 日
写しの送付の希望の有無	有 ・ 無
備考	

- 注1 開示決定通知書に、開示請求書に記載されていた「求める開示の実施の方法等」のとおり開示ができる旨が記載されており、かつ、それらの事項の変更を希望されない場合は、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出する必要はありません。
- 2 「求める開示の実施の方法」については、決定通知書に記載された「開示の実施の方法等」の欄から希望する開示の実施の方法を選択し、□にレ印を付してください。また、「写しの交付」を希望される場合は、決定通知書に記載された種類（用紙、カセットテープ等、交付が可能と考えられる種類）の中から、交付を希望されるものを選択して、「写しの交付」の欄の（ ）内に記入してください。
- 3 開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、当該部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。
- 4 「開示を求める部分」欄は、開示決定等に係る行政文書のうち、一部分についてだけ開示を求める場合に記載してください。これ以外の場合は、記載は不要です。
- 5 「開示の実施を希望する日時」については、決定通知書に記載された「事務所における開示を実施することができる日時」から、開示の実施を希望する日時を選択してください。

第13号様式

更なる開示の申出書

年 月 日

奈良県広域水道企業団
 企業長 殿

郵便番号
 住所又は居所
 氏名
 電話番号

(法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所等の所在地、その
 名称及び代表者の氏名)

奈良県広域水道企業団情報公開条例第16条第4項の規定に基づき、次のとおり更なる開示について申し出ます。

申出に係る開示決定	(決定通知書の文書番号) 年 月 日 第 号
最初に開示を受けた日及び開示の実施方法	年 月 日 ()
求める開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 () <input type="checkbox"/> 郵送等による写しの送付
開示を求める部分	
開示の実施を希望する日	年 月 日
写しの送付の希望の有無	有 ・ 無
備考	

- 注1 「求める開示の実施の方法」については、決定通知書に記載された「開示の実施の方法等」の欄から希望する開示の実施の方法を選択し、にレ印を付してください。また、「写しの交付」を希望される場合は、決定通知書に記載された種類（用紙、カセットテープ等、交付が可能と考えられる種類）の中から、交付を希望されるものを選択して、「写しの交付」の欄の（ ）内に記入してください。
- 2 開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、当該部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。
- 3 「開示を求める部分」欄は、開示決定等に係る行政文書のうち、一部分についてだけ開示を求める場合に記載してください。これ以外の場合は、記載は不要です。